

しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）及び宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）特記仕様書

1 概要

所在地	<p>1 しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）：泉区中田東一丁目 41 番</p> <p>2 宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）：瀬谷区宮沢一丁目 58 番</p>
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	<p>1 しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>泉区の南東部に位置するしらゆり公園（地区公園）内に、昭和 49 年に設置されたプール及び子供用プールです。指定管理区域はプール及び子供用プールとその関係施設のみであり、その他の園地は指定管理区域外となり、泉土木事務所の所管となります。</p> <p>◎施設改修の状況</p> <p>プール本体：平成 23 年度（アゴ改修（25m プール）、函体全面塗装）</p> <p>プールサイド：平成 28 年度（子供用プール修繕（側溝塗膜修繕、シーリング打替、オーバーフロー排水目皿修繕））</p> <p>外柵・パーゴラ等：平成 23 年度（日よけ塗装（25m プール））</p> <p>ろ過装置、滅菌装置：平成 22 年度（更新）</p> <p>管理棟：平成 28 年度（トイレブース修繕、トイレ雨漏り修繕、更衣室入口腰壁塗装）、平成 17 年度（耐震補強、外壁改修、内装改修）</p> <p>2 宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>瀬谷区の中心部に位置する宮沢町第二公園（街区公園）内に、昭和 54 年に設置されたプール及び子供用プールです。指定管理区域はプール及び子供用プールとその関係施設のみであり、その他の園地は指定管理区域外となり、瀬谷土木事務所の所管となります。</p> <p>◎施設改修の状況</p> <p>プール本体：令和 4 年度（漏水修繕）、平成 22 年度（函体全面塗装、子供用プール循環突出口改修）</p> <p>プールサイド：平成 26 年度（更新）</p> <p>外柵・パーゴラ等：平成 24 年度（外柵塗裝修繕）</p> <p>滅菌装置：平成 22 年度（更新）</p> <p>ろ過装置：平成 23 年度（ろ過水量メーター2 基設置）、平成 22 年度（更新）</p> <p>管理棟：平成 28 年度（管理棟シャッター修繕、トイレ・更衣室建具修繕）、平成 24 年度（管理棟外壁・内壁の一部塗裝修繕、室内階段まわり修繕）平成 17 年度（外壁塗装補修）、平成 13 年度（耐震化）</p>
面積	<p>1 しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>指定管理区域面積：1,915㎡</p> <p>2 宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）</p> <p>指定管理区域面積：1,195㎡</p>
有料施設	25m プール、子供用プール（両公園施設共通）

主な公園施設	1 しらゆり公園（プール及び子供用プールに限る。）
	(1) 25mプール 長さ25m、幅15m、深さ1.0～1.2m、水量413t、プールサイド面積561㎡
	(2) 子供用プール 変形四角形(面積：113㎡)、深さ0.4～0.5m、水量63t、プールサイド面積271㎡
	(3) 管理棟（更衣室、トイレ、管理室） 竣工年度：平成4年度、建築面積：565㎡、 ロッカー：男性：234 女性：198 子供用：72
	2 宮沢町第二公園（プール及び子供用プールに限る。）
	(1) 小判形プール 長さ17m、幅10m、深さ0.9～1.0m、水量151t、プールサイド面積329㎡
	(2) 子供用プール 円形(面積：38㎡)、深さ0.3～0.4m、水量14t、プールサイド面積126㎡
	(3) 管理棟（更衣室、トイレ、管理室） 竣工年度：昭和56年度、建築面積：161㎡、 ロッカー：男性：90 女性：108 子供用：36

2 電気・機械設備点検・修理項目

管 理 項 目	対 象	内 容	回 数	
点 検	照明設備 (両公園施設 共通)	指定管理区域内	巡視点検	毎日(開場期間中)
	ろ過装置等 (しらゆり公 園)	25mプール： ミウラ化学装置 PA100-210 子供用プール： ミウラ化学装置 PA 24-203	巡視点検	毎日(開場期間中) ※エレメント分解洗浄3年に1度 程度(推奨実施年度：令和7年度)
	ろ過装置等 (宮沢町第二 公園)	25mプール、子供 用プール： ミウラ化学装置 PA40-204	巡視点検	毎日(開場期間中) ※エレメント分解洗浄3年に1度 程度(推奨実施年度：令和7年度)
	滅菌装置 (両公園施設 共通)	タ ク ミ ナ PTU-100-PZD-12CL 室内タンク 100ℓ 貯留タンク 2.0m ³	巡視点検	毎日(開場期間中)
	照明設備	建物内	定期点検	1回/年、外観点検・絶縁抵抗測定
	ろ過装置・滅菌 装置・ポンプ等	機械設備	定期点検	1回/年、外観点検・絶縁抵抗測定 電流値測定・異音等確認
修 理 (両公園施 設共通)	照明設備	指定管理区域内	ランプ交換 等	点検時・随時 交換時は同等照度のLEDに交換
	プール関連設 備	指定管理区域内	小破修繕等	点検時・随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

3 特記事項

(1) 建築物の施設管理者点検について

管理棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を南部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、南部公園緑地事務所から通知します。

(2) 人員体制について

指定管理者職員の労務環境や業務効率性を考慮し、公園施設を統括し予算や提案事業を含めた業務全般を指揮監督する2公園施設の統括施設長1名と、それぞれの公園施設の施設長及び副施設長を配置し、提案書には実際の人員配置を必ず明記してください。また、指定管理業務に関係のない人員配置は認めません。

(3) 管理棟について

しらゆり公園には管理棟内に集会施設がありますが、地元自治会が利用調整及び日常的な管理を行っており、指定管理区域には含みません。協議を実施して双方の管理責任範囲を明確にし、指定管理業務に支障がないようにしてください。ただし、消防設備については集会施設についても、法定点検を行い、所轄消防署に「消防設備等点検結果報告書」を提出してください。

(4) 利用者の命を守る重要な業務であることを踏まえ、安全管理に係るすべての指定管理者職員は必ず、公園のプールの構造設備及び維持管理、事故防止対策、事故発生等緊急時の措置と救護等に関し、開場期間前に十分な研修や訓練を行ってください。また、応募団体のノウハウを含めた研修や訓練及び公園のプール全体がくまなく監視できるよう十分な数の監視員の配置について、様式14及び様式15で必ず提案をしてください。

(5) 横浜市公園条例により、プール及び子供用プールは下記の利用料金上限額を定めています。

プール：1回につき800円

1時間につき300円

1日につき100,000円（貸切）

子供用プール：1時間につき60円

条例で定める上限額の範囲で利用料金を設定し、利用料金収入見込み額を様式24にて提案してください。

4 課題等（様式25記載事項）

(1) スケールメリットについて

2つの公園施設を同一の指定管理者によって管理運営を実施することによる、応募団体独自の取組やスケールメリットを提案してください。

(2) プール利用者の駐車について

公園内やその周辺において、自転車等の駐車が見受けられます。駐車対策について提案してください。

(3) 施設の長寿命化について

施設の老朽化が進んでいますが、その対策として応募団体の考える施設の長寿命化に係る取組について、応募団体の創意工夫に基づき提案してください。

(4) プールの利用者増に係る取組について

応募団体が考える、公園プールならではの利用者増の取組やプール閉場期間中の施設利活用について、魅力向上や維持管理の観点を含めた創意工夫の提案をしてください。

(5) 暑さ対策について

ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対する取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。

- (6) その他公園施設の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。